

福島県避難解除等区域商業機能回復促進補助金交付要綱

(通 則)

第1条 福島県避難解除等区域商業機能回復促進補助金（以下「補助金」という。）の交付については、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところにより、予算の範囲内で交付する。

(定 義) 第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 避難解除等区域 原子力発電所の事故に関して原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第15条第3項又は第20条第2項の規定により内閣総理大臣又は原子力災害対策本部長（同法第17条第1項に規定する原子力災害対策本部長をいう。）が知事又は県内の市町村長に対して行った次に掲げる指示（以下「避難指示」という。）の対象となった区域のうち当該避難指示が全て解除された区域から帰還困難区域に設定された区域を除いた地域をいう。
 - ア 原子力災害対策特別措置法第27条の6第1項又は同法第28条第2項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第63条第1項の規定による警戒区域の設定を行うことの指示
 - イ 計画的避難区域の設定を行うことの指示
 - ウ 緊急時避難準備区域の設定を行うことの指示
- 二 商業施設 避難解除等区域において商業機能の回復及びコミュニティの再生を図ることにより、避難している住民に帰還を促すことを目的として市町村が設置する次に掲げる施設を言う。
 - ア 津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金により設置された施設
 - イ 自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金により設置された施設
 - ウ 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年5月2日法律第40号）第130条に基づき設置された施設
- 三 運営事業者 市町村との契約により商業施設を運営する者をいう。
- 四 入居事業者 市町村又は運営事業者との契約により商業施設内で実際に店舗等を運営する者をいう。

(交付の目的)

第3条 補助金は、商業施設を設置する市町村に対して所要の経費の一部を補助することにより、迅速な商業機能の回復及びコミュニティの再生を図ることを目的とする。

(補助対象経費及び補助率等)

第4条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助面積上限、補助率、補助額上限は、別表のとおりとする。

(補助対象期間)

第5条 補助金の交付対象となる期間は、市町村長が交付申請を行った年度の4月1日から翌年の3月31日までとする。

(交付申請)

第6条 規則第4条第1項の申請書及び第2項の添付書類は、様式第1号によるものとし、その提出期限は、知事が別に定める日とする。

(交付決定)

第7条 知事は、補助金交付申請の内容が適正であると認めるときは、予算の範囲内で補助金の交付決定を行い、市町村長に通知するものとする。

2 知事は、前項の通知に際して必要な条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第8条 市町村長は、前条第1項の規定による通知に係る補助金の交付決定の内容及びこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、その交付決定の通知を受けた日から10日以内にその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(補助事業の内容及び経費の配分の変更)

第9条 市町村長は、補助事業の内容及び経費の配分を変更しようとするときは、あらかじめ様式第2号による申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りでない。

2 前項ただし書きに規定する軽微な変更は、次のとおりとする。

- 一 補助対象経費の20パーセント以内の減額又は補助金交付申請額の変更を伴わない増額をする場合
- 二 別表に掲げる補助対象経費相互間において、いずれか低い額の20パーセント以内の経費を変更する場合
- 三 その他事業計画の細部を変更する場合

3 知事は、第1項の承認をする場合において必要に応じて交付決定の内容を変更し又は条件を付することができる。

(補助事業の中止又は廃止)

第10条 市町村長は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、様式第3号による申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助事業遅延等の報告)

第11条 市町村長は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに、様式第4号による補助事業遅延等報告書を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(債権譲渡の禁止)

第12条 市町村長は、第7条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を知事の承認を得ずに、第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社（以下「特定目的会社」という。）又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りではない。

2 知事が第15条の規定に基づく確定を行った後、市町村長が前項ただし書に基づいて、債権の譲渡を行い、市町村長が知事に対し、民法（明治29年法律第89号）第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合は、知事は次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し、又は次の各号に掲げる異議を留めるものとする。また、市町村長から債権を譲り受けた者が知事に対し、債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知若しくは民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。

一 知事は、市町村長に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。

二 債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を第1項ただし書に掲げる者以外の者に譲渡し又はこれに質権を設定しその他債権の帰属及び行使を害すべきことはできないこと。

三 知事は、市町村長による債権譲渡後も、市町村長との協議のみにより、補助金の額その他の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら市町村長と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。

3 第1項ただし書に基づいて市町村長が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、知事が行う弁済の効力は、福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）に基づき知事が会計管理者に対して支出の決定の通知を行ったときに生ずるものとする。

(状況報告)

第13条 市町村長は、補助事業の遂行及び支出状況について知事の請求があったときは、様式第5号により、速やかに状況報告書を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第14条 市町村長は、補助事業が完了したとき又は第10条の規定による廃止の承認を受けたときは、その日から15日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、様式第6号による補助事業実績報告書を知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第15条 知事は、前条の報告を受けた場合には、報告書等の書類審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容(第9条第1項に基づく承認をした場合は、その承認された内容)及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、市町村長に通知する。

(補助金の支払)

第16条 補助金は、前条により交付すべき補助金の額を確定したのち、支払うものとする。

2 市町村長は、前項の規定により補助金の支払いを受けようとするときは、様式第7号による補助金精算払請求書を知事に提出しなければならない。

(交付決定等の取消し等)

第17条 知事は、第10条による承認をしたときは、第7条第1項による補助金の交付の決定の全部又は一部を取消し、又は変更することができる。

2 知事は、市町村長が補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又はこの要綱に違反したときは、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

3 知事は、前項の規定による取消し又は変更を行ったときは、期限を付して、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

4 知事は、第2項に基づく取消しを行い、前項に基づく補助金の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を合わせて命ずるものとする。

5 第3項に基づく補助金の返還及び前項の加算金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の経理等)

第18条 市町村長は、補助金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

2 市町村長は、第1項の証拠書類を補助事業の完了(廃止の承認を受けた場合を含む。)の日の属する年度の終了後5年間、知事の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

(消費税及び地方消費税仕入控除税額の減額申請等)

第19条 市町村長は、規則第4条第1項の規定に基づき補助金の申請を行うに当たり、当該補助金にかかる消費税及び地方消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、所得税法及び消費税法の一部を改正する法律及び地方税法等の一部を改正する法律の規定により仕入に係る消費税及び地方消費税額として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

2 市町村長は、規則第13条の規定に基づき実績報告を行うに当たり、補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(消費税及び地方消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第20条 市町村長は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合には、速やかに消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告書（様式第8号）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命じることができる。

(その他必要な事項)

第21条 補助金の交付に関するその他必要な事項は、知事が定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年7月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年7月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年10月23日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表 補助対象経費及び補助率等（第4条関係）

補助対象経費	<p>1 市町村又は運営事業者が商業施設全体の運営に要する次の経費。</p> <p>(1) 消耗品費</p> <p>(2) 光熱水費（電気代、ガス代、水道代、燃料費（ガソリン代を除く。））</p> <p>(3) 廃棄物処理費（廃棄物処理に要する経費等）</p> <p>(4) 通信料（回線使用料（基本料金）、プロバイダ基本使用料、郵便代、運送料等）</p> <p>(5) 保守管理費（警備、清掃に要する経費等）</p> <p>(6) 広告宣伝費（商業施設全体に係るポスター、チラシ作成経費等）</p> <p>(7) 使用賃借費（設備備品のリース料等）</p> <p>2 入居事業者が店舗等を経営するために要する次の経費。</p> <p>(1) 光熱水費（電気代、ガス代、水道代、燃料費（ガソリン代を除く。））</p> <p>(2) 廃棄物処理費（廃棄物処理に要する経費等）</p> <p>※1 運営事業者と入居事業者が異なる場合は、上記1及び2を明確に区分し管理している経費に限る。</p> <p>※2 県内に本社等の本拠地がない運営事業者及び入居事業者が要した経費は補助対象としない。ただし、仮設商業施設において、本設商業施設の開設後に閉鎖する計画のものであって、当該施設に必要とする業種のうち、これら事業者以外に出店の見込みがない場合は補助対象とする。</p> <p>※3 1棟（同一敷地内に複数の商業施設が存在する場合は1棟と見なす）の建物の一部を商業施設として利用する場合は当該部分に係る経費のみを補助対象経費とし、当該経費を明確に区分できない場合は面積按分による。</p>
補助対象面積	1棟の商業施設の延べ床面積とする。
補助率	市町村が負担した額の1/2以内
補助額上限	<p>上限額20,000千円</p> <p>ただし、商業施設の延べ床面積1㎡あたり年20千円を上限とする。なお、1年に満たない場合は月割りとし、1月に満たない場合は1月に切り上げる。</p>

※当補助金事業が、交付決定日の属する年度以降も継続される場合であっても年度ごとに申請すること。